

学生互助会 のてびき

学生互助会 受付窓口業務は、常翔ウェルフェアが行います。



広島国際大学学生互助会

目 次

I	学生互助会とは	
	事業概要	1
	会員及び会費	2
II	医療費の給付事業	
	適用範囲	3
	給付額	4
	不給付の場合・給付申請手続	5
	給付の方法・医療給付の流れ	6
	学生互助会受付窓口	7
III	見舞金の給付事業	
	死亡見舞金・災害見舞金	8
	障害見舞金	9
IV	学研災（学生教育研究災害傷害保険）・	
	学研賠・医学賠（学研災付帯賠償責任保険）の取次事業	10
	保険金請求手続	11
V	給付の制限	
	給付金の停止等・不正受給者への措置	12
VI	互助会の会計	
	学生互助会の会計・積立制度	13
	医療費給付などの学生互助会業務の委託	14
	学生互助会規則	15
	診療領収証明書	25

I 学生互助会とは

学生生活における万一の事故・傷病に際し、同じ学園に学ぶ学生同志が相互扶助の精神に基づいて助け合い、できる限り軽い経済的負担で学生生活を送れるようにするためにつくられたのが学生互助会です。

1 事業概要

(1) 医療費の給付事業

正課、課外活動はもとより、レジャーまたは帰省中の病気ケガ等も含み、治療費の自己負担相当額（ただし、給付上限あり）を給付します。

詳細はP.3参照。

(2) 死亡見舞金の給付事業

不幸にして死亡したときには、遺族に給付します。

詳細はP.8参照。

(3) 災害見舞金の給付事業

住居や家財が地震、火事等で損害を受けたときには、災害の程度に応じて給付します。

詳細はP.8参照。

(4) 障害見舞金の給付事業

病気やケガがもとで後遺障害が生じたときには、障害の程度に応じて給付します。

詳細はP.9参照。

(5) 学研災(学生教育研究災害傷害保険)・

学研賠(学生教育研究賠償責任保険)の取次事業

全国の大学学生の大半が加入している(財)日本国際教育支援協会が実施する学研災・学研賠に加入し正課中などの事故・損害賠償に対して高額補償を行っています。

詳細はP.10参照。

2 会員及び会費

会員は、広島国際大学の学生（大学院を含む）に限ります。

(1) 入会金 1,000円

(2) 会費 年額 5,000 円

年度単位で納めることになっています。ただし、学生総合補償制度加入希望者は、会費とは別に学生総合補償制度加入のための掛金を納めることとなります。

(3) 会員証 大学が交付する学生証をもってこれを兼ねます。

Ⅱ 医療費の給付事業

1 適用範囲

- (1) 全国の保険医療機関（病院、診療所等）で受けた医療保険適用範囲内の診療について学生会員に給付します。
- (2) **歯科診療は除きます。**ただし、正課、学校行事又は課外活動中の事故に起因する場合は、給付の対象とします。

注）ただし書の場合、事故証明に関する認印を受けて下さい。

- (3) 医療保険で適用されない各種文書料や室料差額等は、給付の対象としません。

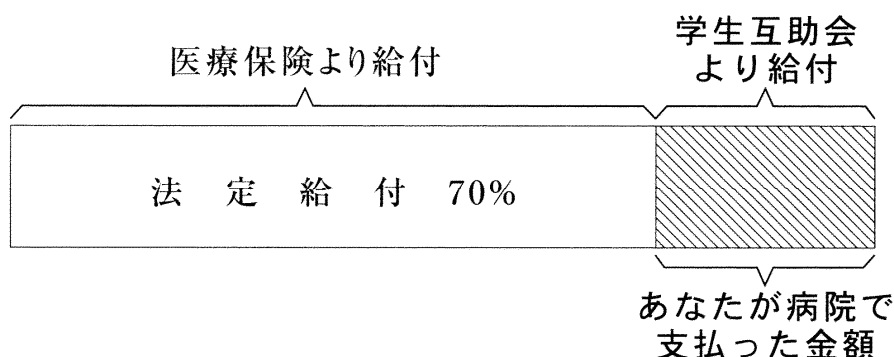
- (4) 医療保険診療の適用のない**接骨、あんま、マッサージ、指圧、鍼灸、美容整形等**の診療については、事前に互助会の承認を受けたものに限り、給付の対象とします。

- (5) 医療保険を使用しなかった場合には、特別な理由がある場合に限りに、医療保険を使用したものとみなすことがあります。

この場合の給付額の算定は、社会保険診療報酬点数表に準拠して行います。

2 給 付 額

- (1) 医療保険を使用して医療機関で支払った自己負担額を給付します。ただし、1日1診療機関につき領収書1枚の金額が 3,000円未満の場合給付しません。



- (2) ただし、同一の医療機関で1ヶ月の最高給付額は、入院・通院別でそれぞれ44,400円(被保険者が市町村民税非課税者等である場合は35,400円)です。また、当該診療月以前12ヶ月間に4回以上最高給付額を受ける場合には、4回目からは37,200円(市町村民税非課税者等は24,600円)となります。
- (3) 従来、保険診療内での自己負担額が(2)の金額を超えた場合には、高額療養費として、加入している医療保険から全額払い戻されてきましたが、2001年4月1日から健康保険法が改正・実施されたことから、その後、自己負担額が高額となった場合は、所得及び医療費に応じて払い戻される金額の算出基準に応じ一部自己負担額が生じています。

注) 同一の月に同一の診療機関で入院と通院をした場合には、それぞれ別個に取扱います。

- (4) 年間最高給付額は、会員一人につき200,000円で、それ以上の額は当該年度において給付を打ち切ります。

3 不給付の場合

次の場合には、医療費の給付を受けることはできません。

- イ 医療保険で医療費の全額に相当する給付を受けることができる者。
- ロ 自動車賠償責任保険その他原因者負担等によって医療費の支払いを受けた者または支払いを受けられる者。

注) 交通事故等で被害者になった場合、本来治療費は加害者が支払うべきものですから、学生互助会の給付対象から除外されます。ただし、加害者に支払い能力がない場合には、学生互助会に相談に来て下さい。

4 給付申請手続

- (1) 医療費の給付を受けたい会員は、診療月の翌々月末日までに学生互助会所定の用紙(診療領収証明書P. 25)と医療機関で受け取った領収証を学生互助会事務室に提出して下さい。
- (2) 診療が2ヶ月以上にわたる場合には、前記用紙は月ごとに分けて下さい。

注) イ 何ヶ月分も合算された診療領収証明書は、受付けません。

ロ 診療月の翌々月末日を超えての申請は、特別な理由がない限り受付けません。

5 給付の方法

(1) 診療領収証明書により、学生互助会に申請し、毎月末までに受理されたものは翌月20日頃に現金で支払います。

(2) 長期入院、卒業等で給付金を取りに來れない場合は、銀行振込で支払います。(振込手数料は本人負担)

医療給付 の流れ



ケガ (又は病気) をしたら。

親又は本人の保険証を
病院に提出



治療を受け…

治療完了



病院で支払い…
互助会所定の「診療領収
証明書」を病院に提出し、
証明を受ける。
(長期間にわたる場合は1
ヶ月ごとにまとめること。)

互助会受付窓口で左
の証明書を提出し、
受付票を受け取る。

(毎月末までに互助会
へ申請し、受理された
ものは、翌月25日頃
に現金で支払います。)



学生互助会受付窓口

学生互助会の事務は学校法人常翔学園の出資100%の子会社(株)常翔ウェルフェアに業務委託されています。従って諸手続きは(株)常翔ウェルフェアの下記の担当部署(以下、「学生互助会事務室」という)で行って下さい。

キャンパス	事務室名	場 所	TEL	FAX	取扱 時間
東広島	互助会 事務室	東広島 2号館2F	0823(70)4507	0823(70)4517	9:00 ～ 17:00
呉	互助会 事務室	呉 2号館1F	0823(73)8317	0823(73)8318	9:00 ～ 17:00

注) 日曜・祝日・学園創立記念日は休み。

春期・夏期・冬期休業日期间その他学校行事等諸事情により、取扱時間を変更する場合があります。

Ⅲ 見舞金の給付事業

1 死亡見舞金

- (1) 学生会員が死亡した場合には、死亡見舞金25万円を遺族に給付します。（注、減額事項についてはP. 12参照）
- (2) 正課、学校行事または課外活動中の事故が原因で死亡した場合には、50万円を限度に前項の額を増額することがあります。
- (3) 給付申請手続は、遺族に代わって、教育・学生支援機構課長（正課外活動プログラム開発担当）が行います。

2 災害見舞金

- (1) 学生会員の住居（各校へ届出の現住所）や家財が災害により損害を受けた場合には、10万円を限度に、災害の程度に応じ見舞金を給付します。
- (2) 災害の程度は、日本私立学校振興・共済事業団の定める「災害見舞金支給基準」を準用した「災害見舞金給付換算表」（別表1、P. 22）により判定します。

- (3) 給付申請手続は、災害発生の日から30日以内に、互助会所定の「災害見舞金給付申請書」に公的機関発行の「罹災証明書」または「被災証明書」を添えて、学生互助会事務室に提出して下さい。

注) 公的機関とは、(例) 火事＝消防署
地震・台風＝市役所・町役場

3 障害見舞金

- (1) 会員のケガや病気がもとで、後遺障害が生じた場合には、25万円を限度に、障害の程度に応じ見舞金を給付します。
- (2) 正課、学校行事又は課外活動中の事故が原因で、後遺障害が生じた場合には、給付基準を2倍まで増額して給付することがあります。
- (3) 障害の程度は、「障害見舞金給付換算表」(別表2、P. 23、24参照)により判定します。なお、同表に定める障害が2以上ある場合は、重い障害の等級によります。
- (4) 給付申請手続は、障害の認定を受けた日から30日以内に、学生互助会所定の「障害見舞金給付申請書」に医師の証明書を添えて、学生互助会事務室に提出して下さい。



IV 学研災(学生教育研究災害傷害保険)・ 学研賠・医学賠(学研災付帯賠償責任保険)の 取次事業

学研災は、国内外における大学の教育研究活動中に生じた「急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合」に補償する保険です。ただし、病気や危険なスポーツ中の事故は、この保険の対象となりません。

学研賠・医学賠は、国内外における正課、学校行事とその往復中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償する保険です。

これらの保険は、(公財)日本国際教育支援協会が実施するものであり、全国の大学学生の大半が加入しており、本学では、2010年度入学生から学生互助会会員は全員加入となっています。

適用範囲、補償内容、補償対象とならない主な場合等、詳細に関しては「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」をご一読ください。

保険金請求手続

【学研災】

事故が発生したら、事故通知(所定用紙)を㈱常翔ウェルフェアの学生保険取扱窓口(以下、学生互助会事務室という)で受け取り、必要事項を記入し、保険会社に提出してください。

(原則、事故があってから30日以内) 治療が完了したら学生互助会から保険金請求書(所定用紙)を受け取り必要事項を記入のうえ同事務室に提出してください。

【学研賠・医学賠】

事故が発生したら、電話にて東京海上日動の損害サービス課(加入のしおりに記載)まで下記の内容を連絡し、指示に従ってください。

・自分の氏名、年齢、大学名・事故発生日・時刻・事故発生場所・被害者の氏名、年齢・事故の原因・被害(傷害、損壊等)の程度また、学生互助会事務室へ事故があったことおよび、保険会社へ上記の内容を連絡したことを報告してください。

保険会社では、請求内容に疑義がないかなど請求内容を確認し支払いのための諸手続きが完了しだい、被保険者の指定の銀行口座に保険金を振り込みます。

V 給付の制限

1 給付金の停止等

次の場合、医療費及び各種見舞金の給付はいたしません。ただし、死亡した場合の死亡見舞金については、事情により減額して給付することがあります。

- イ 故意または重大な過失による場合。
- ロ 犯罪行為または闘争行為による場合。
- ハ 無免許運転または酒酔い運転による場合。
- ニ その他学生互助会の目的に照らし、給付することが好ましくないとと思われる場合。

2 不正受給者への措置

偽り、その他不正の手段により給付を受けた者に対しては、給付金を返還させるとともに、不正受給が発覚した翌日から会員の資格が無くなります。



VI 互助会の会計

1 学生互助会の会計

この学生互助会では、会員は広島国際大学の学生全員とその他に、教職員の一部として広島国際大学の教育・学生支援機構長、教育学生支援機構長が指名した教育・学生支援機構所属職員、事務局長、学長室課長（財務担当）が会員として選任され、運営委員会が組織されています。学生互助会の運営上、予算、決算、重要業務などは、この運営委員会で決定され、学長室課長（財務担当）が監査となって、会計管理を行っています。

2 積立制度

- (1) 収入超過があるときは、次年度以降の支出超過や福利厚生事業に備えて積み立てます。
- (2) 積立金を引き出す必要が生じたときには、互助会運営委員会がその必要性を検討し、互助会会長の承認を得なければならないことになっています。

3 医療費給付などの学生互助会業務の委託

学生互助会の医療費給付業務、学研災保険の請求・支払業務などは、学生互助会が、運営委員会の諸管理のもと、学校法人常翔学園の出資100%の子会社である(株)常翔ウェルフェアに事務など業務委託を行います。従って、学生互助会受付窓口は、常翔ウェルフェアが行ないます。

学生互助会規則

第1章 総 則

第1条（名称）

本会は、広島国際大学学生互助会（以下「互助会」という）と称する。

第2条（事務所所在地）

当会は、事務所を広島県東広島市黒瀬学園台 555-36 広島国際大学教育・学生支援機構内に置く。

第2章 目的および事業内容

第3条（目的）

互助会は、広島国際大学の全学生による相互扶助の精神に基づき互助会会員（以下「会員」という）の健康保持および福利向上を目的とする。

第4条（事業内容）

互助会は、前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

- ア 医療費の給付事業
- イ 死亡見舞金の給付事業
- ウ 災害見舞金の給付事業
- エ 障害見舞金の給付事業
- オ 学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険の取次事業
- カ その他互助会の目的に適する事業

第3章 会員および会費

第5条（会員）

会員は、広島国際大学（大学院を含む。以下、「学生会員」という）および教職員の一部とする。会員となる教職員（以下、「教職員会員」という）とは、広島国際大学の教育・学生支援機構長、教育・学生支援機構長が指名した教育・学生支援機構所属職員、事務局長、学長室課長（財務担当）とする。

第6条（学生会員の会員証）

学生会員の会員証は前条に掲げた大学が交付する学生証をもってこれにかえるものとする。

第7条（会員の資格喪失）

会員は、つぎに該当するときは、その翌日から会員の資格を失う。

- ア 死亡
- イ 学生会員の卒業
- ウ 学生会員の退学その他学籍を失ったとき
- エ 教職員会員は、人事異動等により、第5条の職が解かれたとき

第8条（入会金および会費）

学生会員は、つぎに定める方法により、入会金および会費を納入しなければならない。
教職員会員は納入を要しない。

- ア 入会金は1,000円とする。ただし、入会していた者で引き続き学園設置学校へ進学、編入学等をした場合、入会金は不要とする。
- イ 会費は在学期間中、年額5,000円とし年度単位で納入する。
- ウ 第10条に定める以外は、一旦納入した入会金および会費は返還しない。

第9条（給付）

第4条に基づく給付は、学生会員に限る。

第10条（会費の一部返還）

- 1 医療保険で医療費の全額に相当する給付を受けることができる学生会員には、所定の「医療給付相当額返還申請書」に基づいて会費のうち医療給付に相当する額を次により返還する。
 - ア 医療給付に相当する額は、年額2,250円とする。
 - イ 医療給付相当額の返還は、入会后30日以内に申出のあった者に限る。
- 2 前項の返還については、申出のあった月の翌月に原則として支払う。

第4章 運営の組織

第11条（会長および副会長）

- 1 互助会に、会長および副会長を置く。
- 2 会長には、広島国際大学教育・学生支援機構長が就任する。
- 3 会長は、互助会を代表する。
- 4 副会長は、広島国際大学事務局長とする。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第12条（監査）

- 1 互助会に、監査1名を置く。
- 2 監査には、広島国際大学学長室課長（財務担当）が就任する。

第13条（運営委員会）

- 1 互助会に、運営委員会（以下、委員会）を置く。
- 2 委員会は、つぎの委員によって構成する。
 - ア 会長
 - イ 副会長
 - ウ 会長、副会長を除く教職員会員（ただし、監査は除く）

第14条（委員会の招集）

- 1 委員会は、定例会および臨時会とし、会長が招集する。
- 2 定例会は、毎年2回以上これを招集する。
- 3 臨時会は、つぎの場合にこれを招集する。
 - ア 臨時に委員会を招集する必要性が生じ、会長が要請したとき
 - イ 委員2名以上が議題を示して請求したとき

第15条（委員会の議事方法）

- 1 委員会の議長は、会長とする。
- 2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第16条（委員会の審議事項）

委員会では、つぎの事項を審議する。

- ア 予算（補正を含む）
- イ 決算
- ウ 会則の変更
- エ 解散、合併および組織変更
- オ 剰余金の処分
- カ 会長が必要と認めた事項
- キ その他、会の重要事項

第17条（監査の職務）

- 1 監査は、互助会の財産の状況および業務の執行の状況を監査する。
- 2 監査の結果、不正の点のあることを発見したときは、これを会長に報告し、または委員会の招集を請求するものとする。
- 3 監査委員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

第5章 学生互助会学生部会

第18条（学生互助会学生部会）

- 1 互助会に学生会員の意見を反映させるため、学生互助会学生部会を設ける。
- 2 学生互助会学生部会については、別に定める。

第6章 事業内容

第19条（医療費の給付事業）

学生会員に対する医療費の給付は、つぎの各号による。

- イ 原則として、医療保険を使用した場合のみ給付を受けることができる。
- ロ 特別の理由で医療保険を使用できなかったと認められる者には、給付額の算定にあたり医療保険を使用したものとみなす。
- ハ 医療費の給付は、医療保険診療適用の範囲内とする。ただし歯科診療は除く。
- ニ 前号ただし書きにかかわらず、正課・学校行事・課外活動中の事故に起因する歯科診療は給付の対象とする。
- ホ 医療保険診療適用のない接骨・あんま・マッサージ・指圧・鍼灸の治療については、あらかじめ認めたものについてのみ給付の対象とする。

第19条の2（医療費の給付限度額）

医療費の給付限度額はつぎの各号による。

- イ 給付率は、医療保険を適用した医療費総額の30%とする。
- ロ 医療保険から70%を超えて医療費の給付を受ける場合には前号にかかわらずその差額を給付する。
- ハ 学生会員1人に対する年間給付の最高限度額は200,000円とする。

第19条の3（医療費の査定）

医療費の査定は、社会保険診療報酬点数表に準拠して行う。

第19条の4（医療機関）

学生会員は、原則として保険医療機関指定の病院または診療所を利用するものとする。

第19条の5（医療給付の制限）

次の各号に該当する学生会員には医療費の給付を行わない。

- イ 第10条により医療給付相当額の返還を受けた者
- ロ 自賠責保険その他原因者負担等によって医療費の支払いを受けた者

第19条の6（医療給付の手続）

- 1 医療費の給付を受けようとする者は、受診後60日以内に所定の「診療領収証明書」

を互助会に提出しなければならない。ただし、診療が2ヶ月以上にわたる場合は診療領収証明書は各月ごととする。

2 給付金は、申請のあった翌月に原則として支払う。

3 給付金の10円未満は、切り捨てる。

第19条の7（会員証の提示）

医療機関で診療領収証明書の発行を受ける際には、学生会員証を提示しなければならない。

第20条（死亡見舞金の給付事業）

1 学生会員が死亡した場合は、死亡見舞金として25万円をその遺族に対して給付する。

2 前項にかかわらず正課・学校行事・課外活動中の事故が原因で死亡した場合の死亡見舞金は、互助会会長の承認を得て50万円を限度に給付することができる。

第20条の2（死亡見舞金の給付手続）

死亡見舞金の給付については、学生会員死亡の事実を確認したのち、広島国際大学教育・学生支援機構課長（正課外活動プログラム開発担当）が死亡後30日以内に所定の「死亡見舞金給付申請書」を互助会へ提出しなければならない。

第21条（災害見舞金の給付事業）

1 学生会員の住居（学校へ届出の現住所）・家財が災害のために損害を受けたときは、10万円を限度に災害の程度に応じ災害見舞金を給付する。

2 前項の給付については、日本私立学校振興・共済事業団の定める災害見舞金支給基準を準用し、別表1のとおりとする。

第21条の2（災害見舞金の給付手続）

災害見舞金の給付については、その事由の発生した日から30日以内に所定の「災害見舞金給付申請書」に公的機関発行の「罹災証明書」または「被災証明書」を添えて互助会へ提出しなければならない。

第22条（障害見舞金の給付事業）

1 障害見舞金は、学生会員が負傷し、又は疾病にかかり、なおったとき身体に障害が存する場合に25万円を限度に障害の程度に応じ給付する。

2 前項の給付基準は、別表2のとおりとする。

3 別表2に定める障害が2以上ある場合は、重い障害の等級による。

4 第1項にかかわらず正課・学校行事・課外活動中の事故が原因で身体に障害が残った場合の障害見舞金は、互助会会長の承認を得て給付基準による金額を2倍まで増額することができる。

第22条の2（障害見舞金の給付手続）

障害見舞金の給付については、障害の認定を受けた日から30日以内に所定の「障害見舞金給付申請書」に医師の証明書を添えて互助会へ提出しなければならない。

第23条（給付金を支払わない場合）

第19条から第22条に定める医療費および死亡・災害・障害見舞金の給付にあたっては、次の場合は給付金を支払わない。ただし、死亡に至ったときは、査定により25万円を限度に死亡見舞金を給付することができる。

- イ 故意または重大な過失による場合
- ロ 犯罪行為または闘争行為による場合
- ハ 無免許運転および酒酔運転による場合
- ニ その他互助会の目的に照らし、給付することが好ましくないと思われる場合

第23条の2（給付金の支払い制限）

会員が戦争、武装叛乱、その他これらに類似する事変及び自然災害等にて第19条から第22条に定める医療費及び死亡・災害・障害見舞金の給付を受ける場合に、その給付を受ける会員の数の増加が互助会事業の継続に影響を及ぼすと認めたときは、その影響の程度に応じ、医療費及び死亡・災害・障害見舞金の給付金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがある。

第24条（不正給付）

偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、給付金を返還させ、その翌日から会員の資格を失う。

第7章 会 計

第25条（会計年度）

互助会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第26条（積立金）

- 1 収入超過があるときは、次年度の支出超過の補填に充当するほか、次年度以降の支出超過に備えて積み立てるものとする。積み立てる金額については本会会長の承認を得なければならない。
- 2 積立金・収入超過金は学生会員個人に返還しない。

第27条（支出超過の補填）

支出超過が生じたときは、前条の積立金をもって補填し、なお支出超過があれば、次年度以降の収入超過をもって補填しなければならない。

第8章 そ の 他

第28条（規則の変更）

本規則を変更する場合は、運営委員会の承認を得なければならない。

第29条（解散）

運営委員会で互助会の解散を決定したときは、残余財産を学校法人常翔学園に寄付する。

第30条（定めのない事項ならびに特別の事情のある事項）

本規則に定めのない事項ならびに特別の事情のある事項については、本規則に関わらず運営委員会で決める。

付則

- 1 この規則は、2010年4月1日から施行する。
- 2 この改訂規則は、2021年4月1日から施行する。
改正後の規則は2021年度以前の入学生に同様に適用する。
- 3 この改訂規則は、2027年4月1日から施行する。

別表 1

災 害 見 舞 金 給 付 換 算 表

災 害 の 程 度	給付基準
住居と家財全部が焼失または滅失したとき	100%
住居と家財全部が1/2以上焼失または滅失したとき	70%
住居と家財全部が1/3以上焼失または滅失したとき	50%
住居か家財のどちらかが全部焼失または滅失したとき	70%
住居か家財のどちらかが1/2以上焼失または滅失したとき	50%
住居か家財のどちらかが1/3以上焼失または滅失したとき	30%
ただし、平家屋の水害で上記の認定が困難なときは、次の基準による。	
災 害 （ 浸 水 ） の 程 度	給付基準
床下浸水したとき	30%
床上浸水したとき	50%

別表 2

障 害 見 舞 金 給 付 換 算 表

障害等級	障 害 項 目	給付基準
第 1 級	1. 両眼が失明したもの 2. そしゃく及び言語の機能を廃したもの 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6. 両上肢の用を全廃したもの 7. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8. 両下肢の用を全廃したもの	100%
第 2 級	1. 一眼が失明し、他眼の視力が 0.02 以下になったもの 2. 両眼の視力が 0.02 以下になったもの 2 の 2. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2 の 3. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 3. 両上肢を手関節以上で失ったもの 4. 両下肢を足関節以上で失ったもの	90%
第 3 級	1. 一眼が失明し、他眼の視力が 0.06 以下になったもの 2. そしゃく又は言語の機能を廃したもの 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5. 両手の手指の全部を失ったもの	80%
第 4 級	1. 両眼の視力が 0.06 以下になったもの 2. そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3. 両耳の聴力を全く失ったもの 4. 一上肢をひじ関節以上で失ったもの 5. 一下肢をひざ関節以上で失ったもの 6. 両手の手指の全部の用を廃したもの 7. 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	70%
第 5 級	1. 一眼が失明し、他眼の視力が 0.1 以下になったもの 1 の 2. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 1 の 3. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し軽易な労務以外の労務に服することができないもの 2. 一上肢を手首関節以上で失ったもの 3. 一下肢を足関節以上で失ったもの 4. 一上肢の用を全廃したもの 5. 一下肢の用を全廃したもの 6. 両足の足指の全部を失ったもの	60%

障害等級	障 害 項 目	給付基準
第6級	1. 両眼の視力が0.1以下になったもの 2. そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3. 両耳の聴力が耳に接していなければ大声を解することができない程度になったもの 3の2. 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40 cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4. せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 5. 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 6. 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 7. 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの	50%
第7級	1. 一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2. 両耳の聴力が40 cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 2の2. 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3. 神経系統の機能又は神経障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5. 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指を失ったもの 6. 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの 7. 一足をリスフラン関節以上で失ったもの 8. 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 9. 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10. 両足の足指の全部の用を廃したもの 11. 外ばうに著しい醜状を残すもの 12. 両側のこう丸を失ったもの	40%
第8級	1. 一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下になったもの 2. せき柱に運動障害を残すもの 3. 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指を失ったもの 4. 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指の用を廃したもの 5. 一下肢を5 cm以上短縮したもの 6. 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 7. 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 8. 一上肢に偽関節を残すもの 9. 一下肢に偽関節を残すもの 10. 一足の足指の全部を失ったもの 11. ひ臓又は一側のじん臓を失ったもの	30%

医療機関へお願い

広島国際大学では、負傷疾病の際に治療費の自己負担金に相当する額を給付することとしています。(歯科診療は特別な場合を除き対象外) ついては、下記の項目についてご記入下さるようお願いいたします。

(様式 3)

学 生 互 助 会 診 療 領 収 証 明 書													
診 療 担 当 者 記 入 欄	診 療 月	20			年			月	傷 病 名				
	氏 名							通 院		日	入 院		日
	診 療 開 始 日	年 月 日						学生互助会記入欄					
	社会保険	通院							点	通 (×10) × 0. = 円			
		入院							点	入 (×10) × 0. = 円			
	診療報酬	保険薬局調剤報酬						点	合 計 円				
	点数合計	接骨院施術料合計 (保険適用分10割)						円	本人よりの領収額 (保険適用分のみ) (食事療養費除く) 円				
保険医療機関所在地 及び名称									TEL ()				
代 表 者 氏 名									(印)				

- 1.診療は現行の社会保険に準じ、その給付割合で本人より徴収して下さい。
- 2.この領収証明書は、1カ月に1回 (その月分をまとめて) 記入のうえ、本人にお渡し下さい。

本 人 記 入 欄	学 校 名		学 部 (課程)		学 科 (専攻)		学年	学 生 (学籍) 番号	
	広 島 国 際 大 学								
	学 生 氏 名		フリガナ (印)					記入不明瞭な時の連絡先	
								TEL ()	
								携帯 ()	
	ケのガみの記入場合	傷病発生は	正課中 学校行事中 課外活動中 その他					ケガをした時の状況	
		歯科治療 (正課・学校行事・課外活動中のみ) 交通事故 上記の事故報告書提出は、 年 月							
	日 時	年 月 日 時 頃							
	場 所								

1. この領収証明書は、診療月の翌々月末日までに学生互助会事務室へ提出して下さい。
2. 月末までに受理したものは、翌月20日頃に現金で支払います。
3. 証明書にかかる文章料等は本人負担です。
診療担当者記入欄も、その内容が記載してある領収書等の証明書 (原本) を添付すれば本人記入も可。
4. 長期入院・卒業等で給付金を取りに来られない場合に限り、銀行振込で支払いますので、医療給付金銀行振込依頼書を添付して下さい。
5. 歯科治療 (正課・学校行事・課外活動中の事故に起因する場合のみ) 交通事故の場合は事故報告書を添付して下さい。

学 生 互 助 会 記 入 欄	通院	円 + 入院		円			
	通院	円 + 入院		円 高額療養費制度適用			
	決 部 長	課 長	係	疾病分類	給付決定合計額	受付日	受付 No.
	裁				円	／	

